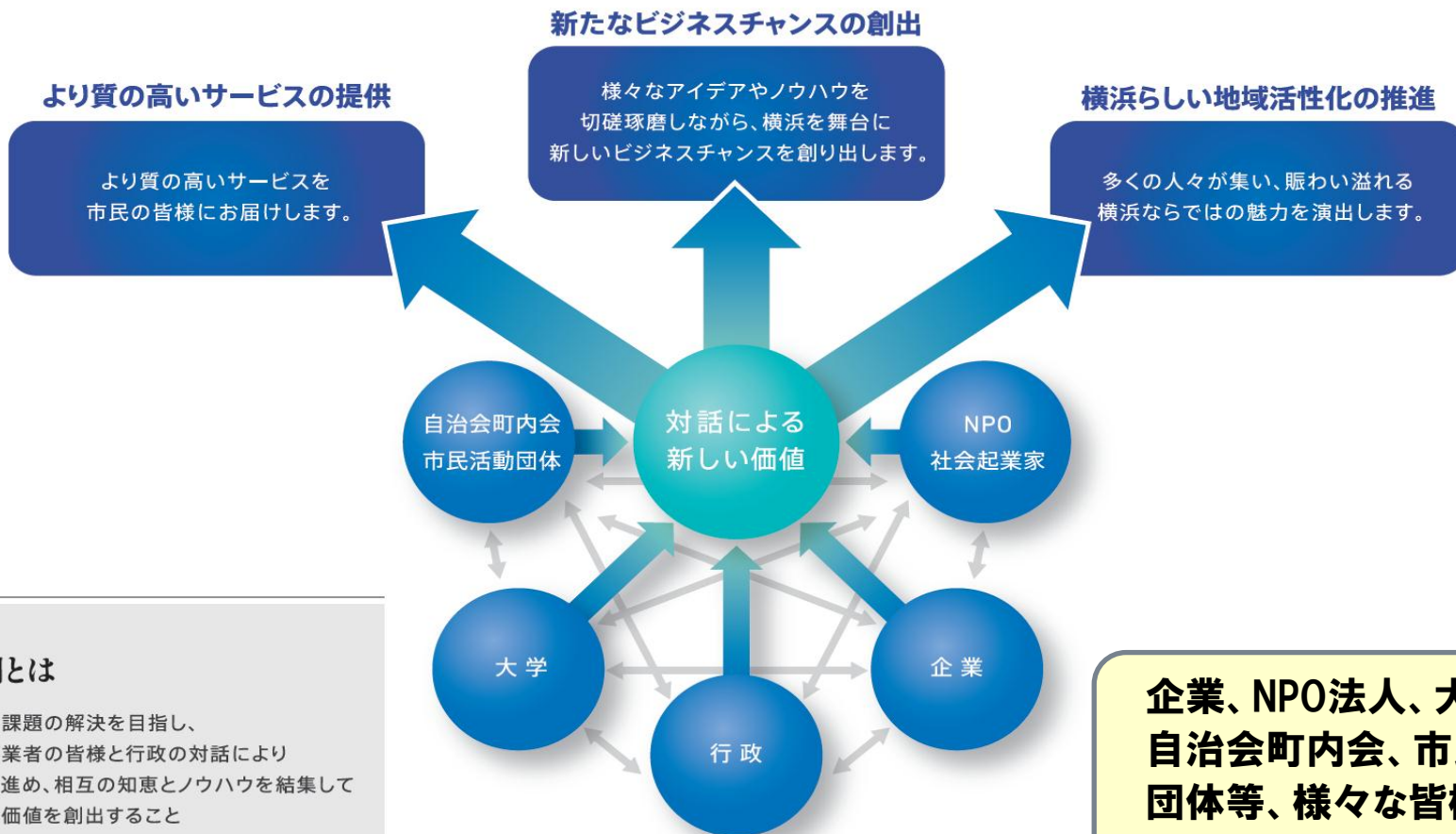


# 民間事業者との対話による 公民連携の取組 ～サウンディング調査～

政策局共創推進室共創推進課

# 私たちが目指す『共創』の姿



## 共創とは

社会的課題の解決を目指し、民間事業者の皆様と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出すること

企業、NPO法人、大学、自治会町内会、市民活動団体等、様々な皆様と対話を重ね、新たな価値を創出していく。

- **共創フロント**（公民連携窓口）
- **共創フォーラム**（公民交流の場）
- **サウンディング調査**（公募による個別対話）

**市場調査手法の一つ。**

**対話の相手方を公募し、**

**公平性・透明性を確保して行う**

## **民間事業者への個別ヒアリング**

- H22年度に、共創推進事業本部共創推進課(現:政策局共創推進課)と総務局財産調整課(現:財政局資産経営課)が共同考案
- モデル事業実施後、各区局で取り組まれ、現在までに23件実施
- 簡便な手法のため、他自治体でも活用されている

## 保有資産の活用にあたって、・・・

庁内検討だけではアイデア不足、市場と乖離した公募条件を設定



市場性の把握、活用アイデアの収集、参入しやすい公募条件の設定



意向のある民間事業者に直接聞くのが有効だが、  
特定の事業者だけが有利にならない配慮が必要



**公平性・透明性** を確保した上で **対話** を実施

● 参加事業者の公募

● 対話項目の事前提示

● 対話結果の公表

## 【実施目的】

- 事業検討に向けて、市場性の有無やアイデアを把握する
- 事業者の参加意向を把握し、事業者がより参加しやすい公募条件を設定する

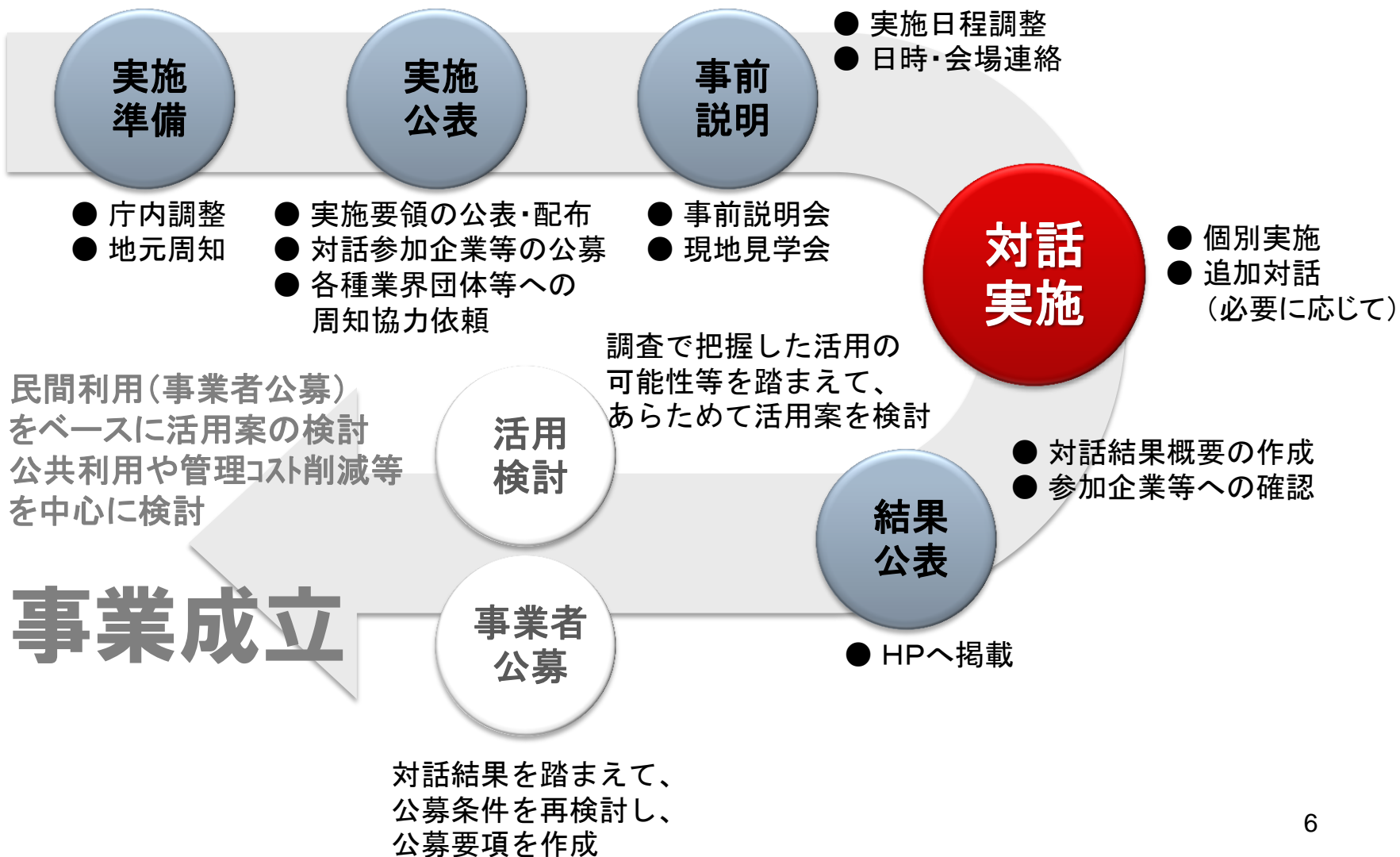
## 【実施段階】

- 活用検討の早い段階【対話①】
- 事業者公募の前(公募要項の作成に向けて)【対話②】

※ 目的によりどちらかの段階で行うのが通常。両方の段階での実施も可



# サウンディング調査の流れ



# 実施要領の主な記載内容（例）



- 対話の実施時期、事前説明会等の開催日時・会場
- 対話及び事前説明会等の参加申込方法
- 参加資格（＝事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ）
- 対象土地・建物の情報（所在地、面積、建物状況、各種規制等）
- **本市側の意向及び考え方、解決したい行政・地域課題、その時点での公募条件の骨子案等**
- **対話項目（活用アイデア、公共施設機能の確保策、地域貢献策、活用条件、公募条件骨子に対する意見等）**
- 留意事項（対話の取扱い、追加対話、結果公表、参加除外要件等）
- 本市側参加部署

※対話を効率的に進めるため、対話項目に対する回答・意見を、指定の様式により事前に徴収することもある。



- 堂々と民間事業者と接触できる。
- 調査結果を判断材料としたことを、公式に言える。
- 公募することで、想定外の民間事業者の参加がある。
- 事業者への早めのアナウンスになり、本公募までの検討期間をより与えられる。
- 地域課題や配慮事項を事前に伝えることで、本公募の際により優れた事業提案を促すことができる。

# 実現事例 ～ 戸塚区吉田町土地活用（モデル事業）

サウンディング調査（H23年1月、18社参加）の結果を踏まえた公募条件により、事業者公募を実施（H23年9月）

- 土地売却/定期借地方式 ⇒ 売却方式で可
- 認可保育所の設置（100名定員） ⇒ 認可保育所で可、定員は60名
- 地域交流スペースの導入 ⇒ 条件付け可

結果、本市の意向を適切に反映した提案が出され、その中から三菱地所レジデンス(株)の提案が選ばれた（平成24年1月）。

同社提案では、分譲集合住宅を基本としながら、条件の認可保育所だけでなく、学童保育スペースも導入された。また、コミュニティスペースは、地元で活動し実績のあるNPO法人が運営し、マンション住民だけでなく近隣住民も利用し、にぎわっている。

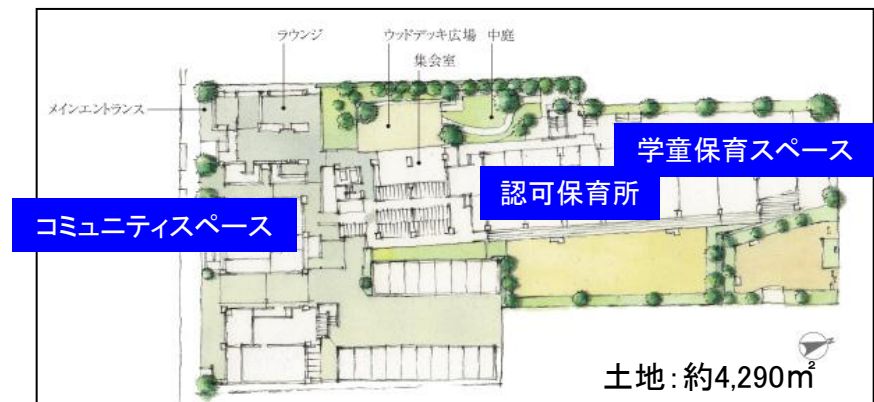
## コミュニティスペース概要 【ふらっとステーション・とつか】

### 《運営》

特定非営利活動法人くみんネットワークとつか

### 《施設事業》

- ・コミュニティカフェ、会議室、ギャラリー  
レンタルショップの運営
- ・各種講座、イベントの開催等地域活動



# これまでの実施状況（H25年度まで）

No.	件名	実施局・区	募集時期	主な目的
1	戸塚区吉田町土地活用	総務局、共創本部他	H22年12月	公募条件整理
2	旧ひかりが丘小土地・建物活用	財政局、政策局他	H23年9月	活用方策検討
3	旧関東財務局建物活用①	文化観光局	H24年4月	活用方策検討
4	西区浅間町土地活用	西区、財政局、市民局他	H24年7月	公募条件整理
5	ウイリング横浜用途廃止床活用	健康福祉局、財政局	H24年9月	公募条件整理
6	東横線跡地高架下空間活用	文化観光局	H24年12月	活用方策検討
7	新たなMICE施設整備	文化観光局他	H25年3月	施設整備検討
8	旧関東財務局建物活用②	文化観光局	H25年3月	公募条件整理
9	「上郷・森の家」活用	市民局	H25年5月	運営手法検討
10	緑区十日市場土地活用	建築局	H25年6月	公募条件整理
11	戸塚区役所跡地活用	財政局	H25年6月	公募条件整理
12	戸塚駅西口第三地区土地活用	都市整備局	H25年6月	公募条件整理
13	みなとみらい21地区土地活用	財政局	H25年7月	公募条件整理
14	旧第一銀行横浜支店建物活用	文化観光局	H25年8月	活用方策検討
15	瀬谷駅前広場放置自転車対策	瀬谷区	H25年11月	公募条件整理

## これまでの実施状況（H26年度）



No.	件名	実施局・区	募集時期	主な目的
16	旧霧が丘第一小学校跡地活用	緑区	H26年6月	活用方策検討
17	MM21地区60-61街区活用	都市整備局	H26年7月	活用方策検討
18	港北区菊名七丁目土地活用	財政局	H26年9月	活用方策検討
19	文化体育館再整備	市民局、都市整備局	H26年10月	施設整備検討
20	南部市場「賑わいエリア」活用	経済局	H26年11月	活用方策検討
21	神奈川区大野町一丁目土地活用	都市整備局	H26年11月	活用方策検討
22	金沢区柴町土地活用	金沢区	H26年12月	活用方策検討
23	中学校配達弁当事業	教育委員会	H27年1月	公募条件整理

- 様々な区局で取り組まれている。
- 保有資産活用に限らず、様々な事業検討に活用が広がっている。

## ★実施した課の担当者の声

- 活用の方向性等の検討に必要な情報を収集できた。時には、「〇〇は難しい」と率直に言ってもらえたので、後の検討で判断しやすかった。
- 正式な場で民間事業者と対話をしたという事実は、庁内意思決定を進める際に、説得材料として有効。
- 対話を実施することで、本公募の前から事業者に情報提供することができ、事業者側に準備期間を与えられ、より良い提案が期待できる。

## ★参加した事業者の担当者の声

- 我々の考えを市に伝えることができたのは有意義だった。
- 市の事業方針や考えを直接聞くことができ、民間事業者としての考えも伝えることができる意見交換の場として、有意義だった。
- 事業提案までの間に、定期的な意見交換があった方がより良い提案ができると思うので、小規模な意見交換会を継続してほしい。

- ① 対話の目的・目標の明確化
- ② 事業者公募との関係の明示（本公募で有利にならない）
- ③ 対話内容の取扱い、企業ノウハウの保護
- ④ 対話実施までの十分な期間確保・情報提供
- ⑤ 参加企業に資料作成等の過度な負担をかけない
- ⑥ 幅広い事業者への周知  
（記者発表、HP掲載、メールニュース、業界団体を通じた周知など）

## Q1. どのような案件に活用できるか？

A1. 保有資産活用や施設整備だけでなく、運営事業やソフト事業など 幅広く様々な案件に活用 できます。

一方、直接対話による方法のため、調査できるサンプル数に限界 があります。ある程度のサンプル数が必要な場合は、アンケート等に代替することも考えられます。

また、無償であり、具体的なインセンティブが無いため、事業収支の計算や施設の配置図面の作成など、より精度の高い提案等を求めることは難しい です。本気の提案は、本公募までとっておくことも、参加者の意図としてはあります。ただし、資料提出は任意としていますが、多くの参加者が資料を持込み、説明していただけています。

## Q2. 民間事業者側にとってのメリット、インセンティブは？

A2. 過去に実施したアンケート等では、市担当者と直接対話し、市の事業方針や考えを聞けること、逆に市担当者に要望や意見を直接伝えられる機会として有益とする声がありました。

一方、提案評価による随意契約や対話への貢献度による本公募における評価付与などインセンティブを求める意見もあります。しかし、その場合は、審査等のより厳格な手続や仕組みが必要になり、コストをかけずに簡便に、機動的に実施できるサウンディング調査のメリットが失われるので、現在のところそのようなインセンティブは考えてません。



## Q3. 実施までにどのぐらいの期間が必要か？

A3. 案件の性質や状況・事情によりますが、実施要領の公表から対話実施まで、1.5～2か月が通例です。周知にかかる期間だけでなく、参加者が提案をつくる期間、グループを形成する期間を考慮し、あまり短くすべきではありません。

## Q4. 企業ノウハウの保護はどのように行うか？

A4. 透明性の確保のため、対話結果の概要を公表することしていますが、企業ノウハウに関わる部分は、非公表とします。その判断については、結果概要公表前に、参加者当人に原稿確認をってもらう方法を採っています。

## Q5. 調査実施における共創推進課の役割は？

A5. 調査手法の考案及びモデル事業の実施までは、共創推進課が主体的に関わりながら進めましたが、現在は、調査を実施したい各区局の課及び関係課が行います。合議や承認等は必要ありません。

共創推進課は、実施に当たっての助言と、実施情報の集約及び発信（共創推進室HPへの情報掲載、共創メールニュースの配信）を行います。

## Q6. 要綱やガイドライン等は定めているか？

A6. 標準的な方法やこれまでの経験を踏まえた留意点等を示したマニュアルはありますが、あくまで常識の範囲内で実施するものであり、案件ごとに柔軟にアレンジされ、実践を通じて進化していくのが望ましいので、特段の定めはしていません。

# 御清聴ありがとうございました

なお、本市の共創に関する取組情報については、本市Webページで公表しています。

**「横浜市 共創」で検索！**

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/>